

平成 28 年 第 1 回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

平成 28 年 3 月 4 日

愛知中部水道企業団議会

平成 2 8 年第 1 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3

第 1 号 (3月4日)

議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	6
説明のために出席した者の職氏名	6
職務のために出席した職員の職氏名	6
開会の宣告	7
諸般の報告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
企業長あいさつ	8
議会運営委員会委員長の報告	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
企業長あいさつ	22

閉会の宣告.....	22
署名議員.....	24

愛知中部水道企業団告示第1号

平成28年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月19日

愛知中部水道企業団

企業長 川 瀬 雅 喜

1 期 日 平成28年3月4日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	鵜 飼 貞 雄	議員	2 番	宮 本 英 彦	議員
3 番	ふ じ え 真 理 子	議員	4 番	萩 野 勝	議員
5 番	山 根 み ち よ	議員	6 番	余 語 充 伸	議員
7 番	藤 川 仁 司	議員	8 番	水 野 隆 市	議員
9 番	日 置 孝 彦	議員	1 0 番	さ と う ゆ み	議員
1 1 番	佐 野 尚 人	議員	1 2 番	山 田 か ず ひ こ	議員
1 3 番	國 府 田 さ と み	議員	1 4 番	井 俣 憲 治	議員
1 5 番	星 野 靖 江	議員			

不応招議員（なし）

平成 28 年第 1 回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	ふじえ 真理子	庁舎の長寿命化と財源確保について 《質問要旨》 本企業団では、重要な給水施設や基幹管路の耐震化・老朽管の更新などの水道施設に関しては、第 1 次水道施設整備計画に基づいて進められています。大地震などによりこの地域が被災した場合、庁舎は給水区域内約 31 万人への水の供給に欠かせない基幹施設として、上水道の復旧など災害時の応急対策活動の心臓部になります。 そこで庁舎の維持・保全についてお聞きします。 ①築 40 年になる庁舎本館の長寿命化について、今後 10 年間の計画の中では全体の事業費（概算）が約 5 億円程度と見込まれています。 平成 28 年度に取り組む主な工事内容と工事費はどのぐらいを予定していますか？ ②約 5 億円の財源確保について、第 1 次水道施設整備計画（改訂版）を見ると、平成 32 年度までは黒字となっていますが、その以降についてはどのような見通しになっていますか？
2	山根 みちよ	昨年 10 月 14 日、日進市内米野木町内で発生した水道本管漏水事故についてお伺いします。 本件につきましては早急に復旧し、市民生活への影響も少なからずあったと思います。今後このような事例がないように、対策を含めてお聞きします。 《質問要旨》 1. 漏水事故の原因は？ 2. どのように復旧されたのか。 3. その後の処理はどのようにされたのか。

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	山根 みちよ	4. 今回の事例を教訓に今後の対策をどのようにされますか。

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

平成28年第1回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

平成28年3月4日午後2時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 愛知中部水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第5号 愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第6号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第7号 平成28年度愛知中部水道企業団会計予算について

出席議員（15名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 鵜飼 貞雄 議員 | 2番 宮本 英彦 議員 |
| 3番 ふじえ 真理子 議員 | 4番 萩野 勝 議員 |
| 5番 山根 みちよ 議員 | 6番 余語 充伸 議員 |
| 7番 藤川 仁司 議員 | 8番 水野 隆市 議員 |
| 9番 日置 孝彦 議員 | 10番 さとう ゆみ 議員 |
| 11番 佐野 尚人 議員 | 12番 山田 かずひこ 議員 |

13番 國府田 さとみ 議員

14番 井 俣 憲 治 議員

15番 星 野 靖 江 議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	川 瀬 雅 喜 君	副 企 業 長	小 浮 正 典 君
副 企 業 長	萩 野 幸 三 君	副 企 業 長	小野田 賢 治 君
副 企 業 長	吉 田 一 平 君	次長兼総務部長	野々山 寛 君
営 業 部 長	京 英 治 君	工 務 部 長	石 黒 健 次 君
工 務 部 参 事	相 羽 毅 君	総 務 課 長	小 島 千 明 君
経営企画課長	山 本 一 夫 君		

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務局局長	水 野 雅 也 君	議会事務局書記	後 藤 章 仁 君
経営企画課主幹	近 藤 隆 徳 君	豊明市都市計画課長	下 廣 信 秀 君
日進市下水道課長	伊 東 敏 樹 君	みよし市 土木管理課長	竹 谷 好 裕 君
長久手市次長 兼下水道課長	川 本 宏 志 君	東郷町下水道課長	野々山 達 男 君

◎開会の宣告

○議長（余語充伸議員） 平成２８年第１回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の制定についてをはじめ７議案でございます。

本定例会は、平成２８年度の当初予算を審議いたします非常に重要な議会でございます。本定例会の審議にご精励いただきますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は１５名で、議員定足数に達しております。よって、平成２８年第１回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 ２時００分）

◎諸般の報告

○議長（余語充伸議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成２７年度１１月分から平成２７年度１月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（余語充伸議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（余語充伸議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（余語充伸議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

川瀬企業長。

○企業長（川瀬雅喜君） 平成２８年第１回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、それぞれの市町におきまして３月議会開会中という大変お忙しい中、また、本日は中学校の卒業式など、いろいろな諸行事が詰まっております中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の定例会に上程いたしました議案は、愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の制定についてをはじめ７案件であります。

さて、本企業団を取り巻く経営環境は、１人１日当たりの使用水量は引き続き減少傾向であるものの、順調な給水人口増加の下支えもあり、平成２７年度の有収水量や水道料金収入は、前年度に対しまして若干の増加を見込んでおりますが、老朽施設の更新、耐震化対策、人材育成と技術の継承、将来的な人口減少対策や経営基盤の強化など、多くの課題に直面しております。

こうした中、平成２８年度の予算編成におきましては、第２次アクアシンフォニー計画の２年目として、基本理念であります「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、これまでの常識にとらわれることなく、職員一人一人が水道事業のプロであるという自覚のもと、限られた人材の中でも創意工夫をもって合理化、効率化を図りながら、最小の経費で最大の効果を上げるよう事業の優先度、重要度を勘案し、予算を編成しました。慎重なるご審議をいただきまして、いずれの議案も原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（余語充伸議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（余語充伸議員） 日程第２、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

星野靖江議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（星野靖江議員） 議長よりただいまご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、２月１９日午後１時３０分及び本日午後１時３０分より委員会を開催いたしました。

２月１９日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしておりますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日１日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第１号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の制定についてをはじめ７件でございます。また、議案につきましては、１議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては２名、議案質疑につきましては事前通告がございませんでしたので、一般質問の取り扱いについてを確認いたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め１人２０分以内とし、質問回数は再質問を含め２回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

なお、議事進行に格別のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（余語充伸議員） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（余語充伸議員） 日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定に基づき、３番、ふじえ真理子議員及び１２番、山田かずひこ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（余語充伸議員） 日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日１日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（余語充伸議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

ふじえ真理子議員。

○3番（ふじえ真理子議員） それでは、議長のご指名がありましたので、一般質問を始めさせていただきます。

庁舎の長寿命化と財源確保についてお聞きします。

本企業団では、重要な給水施設や基幹管路の耐震化、老朽管の更新などの水道施設に関しては、第1次水道施設整備計画に基づいて進められております。大地震などによりこの地域が被災した場合、庁舎は、給水区域内の約31万人への水の供給に欠かせない基幹施設として、上水道の復旧など災害時の応急対策活動の心臓部になります。

そこで、庁舎の維持、保全に関してお聞きします。

①築40年ほどになるこの庁舎の本館の長寿命化について、今後10年間の計画の中では、全体の事業費、概算で約5億円程度と見込まれております。来年、平成28年度に取り組む主な工事内容と工事費はどのぐらいを予定していますでしょうか。

②その約5億円の財源確保について、全協でも配られました第1次水道施設整備計画の改訂版を見ますと、平成32年度までは黒字となっておりますが、その以降についてはどのような見通しになっていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（余語充伸議員） ふじえ議員の質問に対する答弁者、野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山でございます。よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の平成28年度に取り組む主な工事の内容と工事費についてでございますが、本企業団では、庁舎の効率的、計画的な改修を行うため、維持・保全計画を策定し、長寿命化を目指すとともに、改修費用の平準化、地震後の災害対策本部としての機能を確保するために、計画に基づく事業を進めているところでございます。

平成28年度の主な工事内容といたしまして、本館の外壁改修、給排水・ガス管と高置水槽の耐震化、別館の屋根改修などを予定しており、工事費といたしましては、総額で4,546万円を予算計上しております。

次に、2点目の平成33年度以降の財政見通しについてでございますが、現行の第1次水

道施設整備計画の進捗状況等の検証を行い、平成33年度以降の新たな事業計画の策定に合わせて、財政計画についても策定することとなります。

今後においても、大きな収入増は見込めないため、財政計画の策定に当たっては、引き続き業務の効率化、内部努力により費用全般の抑制に努めるとともに、社会経済情勢や将来の水需要予測を十分に勘案して、策定をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） ふじえ議員。

○3番（ふじえ真理子議員） それでは、再質問させていただきます。

来年度、約4,546万円かけて工事をされるということで、10年間で約5億円ということとは、毎年5,000万前後かけていかれるのかなというのがわかりました。

そこで、平成33年度以降、第1次水道施設整備計画の後なんですけれども、いろんな社会情勢、それまで大地震があってはならないんですが、その後、もし赤字になっていく場合、水道料金の値上げも視野にあるのか、また、その財源を確保していく中で、国などからの補助金は受けられるのか、また、基金の創設などのお考えはあるのか、お願いいたします。

○議長（余語充伸議員） ふじえ議員の再質問に対する答弁者、野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） まず、1点目の料金値上げも視野にあるかというご質問でございますけれども、ご承知のとおり、平成25年4月から料金値下げをさせていただいているところであり、先ほど2点目でもお答えしましたとおり、財政計画の策定の中で、企業債の借り入れや適正な料金水準の検討などを踏まえて総合的に考えていく必要がございます。したがって、料金改定の有無、具体的な時期等につきましては、現時点では確定しておりません。

2点目の財源の補助等があるかというご質問でございますけれども、国、県等の補助はございませんので、庁舎維持・保全に係る経費につきましては、水道料金などの自己財源になると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（余語充伸議員） これにて、ふじえ真理子議員の一般質問を終わります。

続きまして、山根みちよ議員。

○5番（山根みちよ議員） 5番、山根みちよです。一般質問させていただきます。

昨年10月14日、日進市内米野木町内で発生した水道本管漏水事故についてお伺いしようと思います。

本件につきましては、早急に復旧いたしました。関係者の皆様のご尽力のおかげだと思っ

ております。しかし、一方、市民生活への影響も少なからずあったとお聞きしております。一連の経過を踏まえ、今後このような事例がないようにと、対策を含めてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問要旨なんですけれども、1番から4番まで、ちょっと読み上げさせていただきます。

まず、漏水事故の原因はどのようなものであったのか。

2番目、そして、それをどのように復旧されたのでしょうか。

3番目、そして、一連の処理はどのようにされましたか。

4番、今回の事例を教訓に、今後の対策をどのようにされるでしょうか。

以上、4点ですけれども、一連の経過を詳しくご説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（余語充伸議員） 山根議員の質問に対する答弁者、石黒工務部長。

○工務部長（石黒健次君） 工務部長の石黒でございます。よろしくお願いいたします。

山根議員の昨年10月14日に日進市米野木町内で発生しました水道本管漏水事故についてお答えをいたします。

1点目の漏水事故の原因でございますが、当日の午後1時30分ごろ、企業団発注の管路耐震化の工事現場において、既設水道管が抜け出す漏水事故が発生をいたしました。この水道管は昭和46年に埋設されたもので、劣化した継ぎ手部より抜け出したことが原因でございます。

次に、2点目のどのように復旧されたかでございますが、漏水により一度に多量の水と土砂が流れ出たため、通水復旧のための配管工事と漏水現場の埋め戻しを行い、通行が可能となりましたのは、午後8時30分ごろでございます。

3点目のその後の処理はどのようにされたかでございますが、漏水事故が発生した直後から、対象区域の高台地区を中心に、断水や濁り水発生との問い合わせの連絡をいただきました。直ちに職員の非常配備をし、修繕工事を始めるとともに、影響地域と復旧見込みの把握を行いました。続いて、ホームページ及び広報車にて、事故状況、復旧見込みの周知を行いながら、応急給水並びに濁り水抜きのための洗管活動を実施してまいりました。影響範囲が広く、作業が終了いたしましたのは、翌日の15日午前2時ごろとなりました。

なお、ご迷惑をおかけしました地域の皆様に対して、おわびの文書の回覧をするとともに、区域内の各世帯一律に、洗管に要した水量の料金減免を実施させていただきました。

4点目の今回の事例を教訓に今後の対策をどのようにされますかでございますが、老朽管

路に近接する工事におきましては、既設管路の補強対策など万全な対策を講じてまいりますとともに、非常時における管内市町との情報共有や集中する電話対応の体制についても強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（余語充伸議員） 山根議員。

○5番（山根みちよ議員） 昭和46年に埋設した老朽の管がたくさんあるという今お話でしたけれども、こういった管が何カ所もあると思いますけれども、それに関しての寿命化といえますか、今後どのような対策をしていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○議長（余語充伸議員） 山根議員の再質問に対する答弁者、石黒工務部長。

○工務部長（石黒健次君） 老朽管路に対する今後の対策ということでございますが、第1次水道施設整備計画に基づきまして、基幹管路の耐震化とあわせて、老朽管の更新も計画的に進めてまいります。耐用年数が経過した管路の更新には長い年月を要しますが、老朽度が高くなった管路から優先的に進めてまいります。

以上です。

○議長（余語充伸議員） これにて、山根みちよ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第6、議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求に係る事務を処理することを目的とする愛知中部水道企業団行政不服審査会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、第1条で趣旨を、第2条から第11条で審査会の委員及び会議に関する事項を、第12条で提出資料の閲覧等に係る費用などを規定する全15条で構成するものでございます。

なお、この条例は、平成２８年４月１日から施行するもので、附則第２項において準備行為の規定を、附則第３項において愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、この条例の制定に伴う審査会委員の報酬の額を別表に追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第１号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第７、議案第２号 愛知中部水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第２号 愛知中部水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により地方公務員法の一部が改正され、営利企業等に再就職した元職員による現職

員への働きかけが規制されたことなどに伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、第1条で趣旨を、第2条で再就職者による依頼等の規制について、第3条で任命権者への再就職情報の届け出についてを規定する全3条で構成するものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第8、議案第3号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第3号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、行政不服審査法の全部改正に伴い改正する必要があるため、第1条で愛知中部水道企業団情報公開条例を、第2条で愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、それぞれの条例の第18条及び第39条で審理員による審理手続に関する規定の適用除外の規定を追加すること、同じく第27条及び第47条において、資料の閲覧の規定を提出資料の写しの送付等に改めること、そのほか、不服申し立てを審査請求に改めることなど、改正後の行政不服審査法に即した手続を執行するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行し、附則第2項で経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第3号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第9、議案第4号 愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第4号 愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い改正する必要があるため、第1条で愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を、第2条で愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、第3条で規定しております報告しなければならない事項に、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況及び職員の退職管理の状況を追加し、職員の研修及び勤務成績の評定を職員の研修に改めるものでございます。

また、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例においては、第1条中の地方公務員法の引用条項を改めるものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行し、附則第2項で経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第１０、議案第５号 愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第５号 愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容としましては、附則第５条第１項及び第２項で規定しております、他の法令による給付との調整の表中、傷病補償年金または休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を０．８６から０．８８に改めるものでございます。

なお、この条例は平成２８年４月１日から施行し、附則第２項で経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第５号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第11、議案第6号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第6号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて本企业団職員の給与に関して改めるものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、第6条に定めております、初任給、昇格、昇給等の基準において、昇給に関して、懲戒処分等をあわせて考慮される規定を追加し、別表第1及び別表第2で定めております企業職給料表（一）及び企業職給料表（二）について、国に準じて改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものですが、第6条の改正規定は平成28年4月1日から施行し、別表第1及び別表第2の改正規定は平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第6号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第12、議案第7号 平成28年度愛知中部水道企業団会計予算についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第7号 平成28年度愛知中部水道企業団会計予算についてご説明いたします。

お手元の平成28年度の予算書、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は総則でございます。

次に、第2条でございますが、予算の基本となります業務の予定量でございます。給水戸数につきましては12万7,300戸、年間の総給水量は3,395万2,000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業としまして、28億4,674万1,000円で、第1次水道施設整備計画に基づく管路耐震化事業、老朽管更新事業、電気・計装設備更新事業や区画整理等受託事業を実施する予定でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入といたしまして、第1款の水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までを合わせまして71億5,598万5,000円で、対前年度80万5,000円の減でございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用は、第1項の営業費用から第3項の特別損失まで合わせまして61億6,865万7,000円で、対前年度1.3%、8,146万2,000円の増でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入といたしまして、第1款の資本的収入は、第1項の県補助金から第4項の投資有価証券売却代金までを合わせまして11億5,450万2,000円で、対前年度23万9,000円の減でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款の資本的支出は、第1項の建設改良費から第4項の補助金返還金までを合わせまして33億6,590万円で、対前年度13.4%、5億2,259万8,000円の減でございます。

したがって、収入から支出を差し引きますと、1ページの第4条の本文括弧書き中に記載してありますとおり、20億9,130万2,000円の不足が生じますが、この不足額につきましては、減債積立金5,000万円、建設改良積立金13億2,200万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,961万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億9,591万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億8,377万4,000円で補填し、投資の1億円は退職給付引当金見合いの資金で補填するものでございます。

次に、2ページの第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間に限ると定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費8億6,185万4,000円と交際費30万円でございます。

第7条は、たな卸資産購入限度額を4,291万5,000円と定めるものでございます。

第8条、重要な資産の取得は、水道料金端末機器として水道料金システム端末等一式でございます。

平成28年3月4日提出。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（余語充伸議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第7号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（余語充伸議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

川瀬企業長。

○企業長（川瀬雅喜君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。

本企業団の使命は、安全で安心な水を安定的に供給することであり、この使命を果たすため、職員一同、一層の努力をするとともに、利用者のニーズに対応した事業を展開してまいりたいと考えております。皆様のご理解、ご協力をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙とは存じますが、何分季節の変わり目であります。くれぐれもご自愛いただき、ますますご活躍されんことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（余語充伸議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（余語充伸議員） 本日は大変貴重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、平成２８年第１回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(午後 ２時４３分)

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 3月 4日

議 長 余 語 充 伸

署 名 議 員 ふ じ え 真 理 子

署 名 議 員 山 田 か ず ひ こ